

令和7年度 第1回 介護保険事業者連絡会次第

令和7年4月17日（木） 16時～17時00分

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 長寿支援課長あいさつ

【別紙1】令和7年度 長寿支援課の事務分担

3 連絡・報告事項等

- (1) 「ツアー・オブ・ジャパン2025」の開催について（ツーリズム振興室）
- (2) 「介護のしごと相談会」参加事業所募集について（南信州広域連合）
- (3) 事業者連絡会での資料の取扱いについて（長寿支援課）
- (4) 在宅福祉サービスについて（長寿支援係）
- (5) 特養第二飯田荘の指定管理者の変更について（長寿支援係）
- (6) 令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて（基幹包括支援センター係）
- (7) 令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書の提出について〈再掲〉（介護保険係）
- (8) 事業所のメールの届出について（介護保険係）
- (9) 認定有効期間の概ね半数を超える短期入所生活介護等について（介護保険係）
- (10) 飯田市介護サービス事業所等運営指導実施方針について（介護保険係）
- (11) 休日・時間外における文書の収受について（介護認定支援係）
- (12) 介護人材確保に係る各種補助金について（介護人材確保担当）

4 事業者からのお知らせ（敬称略）

5 その他

6 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和7年5月15日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和7年6月19日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 「ツアー・オブ・ジャパン 2025」の開催について（ツーリズム振興室）

【参照】ツアー・オブ・ジャパン 2025 チラシ

【問合せ先】

飯田市 産業経済部 ツーリズム振興室 ツーリズム振興係
電話 0265-22-4852 FAX 0265-22-4567

2 「介護のしごと相談会」参加事業所募集について（南信州広域連合）

【参照】令和7年度「介護のしごと相談会」開催要綱、募集要綱等

【問合せ先】

南信州広域連合 地域医療福祉連携課 医療福祉連携係
電話 0265-53-6088 FAX 0265-21-5188
E-MAIL iryou-renkei@minami.nagano.jp

3 事業者連絡会での資料の取扱いについて（長寿支援課）

オンラインで連絡会に参加する事業者の便宜のため、紙媒体のみであった**事業者の資料をオンラインで共有可能**とします。希望する事業者は、USB 等媒体か操作端末の持参をお願いします。端末操作は事業者で実施願います。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話 0265-22-4511（内線 5766）

4 在宅福祉サービスについて（長寿支援係）

【別紙2】飯田市在宅福祉サービス事業の内容及び利用方法 等

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係
電話 0265-22-4511（内線 5754）

5 特養第二飯田荘の指定管理者の変更について（長寿支援係）

指定管理者の交代により4月1日から社会福祉法人アムノスの会が管理運営

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 長寿支援係
電話 0265-22-4511（内線 5751）

6 令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて（基幹包括支援センター係）

【別紙3】 令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5761）

7 令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る計画書の提出について＜3月事業者連絡会
事項再掲＞（介護保険係）

(1) 計画書提出対象事業者

飯田市が事業指定する事業者のうち、令和7年度の当該加算を算定する事業者
※県指定の事業所と市町村指定の事業所と合わせ、法人単位で一括して作成が可能

(2) 提出書類

飯田市ホームページ掲載していますのでご確認ください。 ページ ID 番号：0210322

(3) 提出期限

ア 令和7年4月又は5月から、新規または変更して算定開始する場合
→令和7年4月15日（火）

イ 令和7年6月以降から算定開始する場合
→加算の算定を開始しようとする月の前月の末日まで

(4) 提出先

飯田市 長寿支援課 介護保険係
※県指定のサービス種別のみ事業者は、飯田保健福祉事務所へ提出してください。
※県指定のサービス種別と市町村指定のサービス種別の両方がある事業者は、飯田保健福祉事務所と該当市町村の全てに提出してください。

【問合せ先】

（制度内容に関すること）

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話 050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

（長野県への提出に関すること）

長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係
電話 026-235-7121（直通）

（飯田市への提出に関すること）

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5761）

8 事業所のメールの届出について（介護保険係）

【別紙4】 電子メールのアドレス登録について

飯田市からの通知と介護保険に関する情報提供について迅速な事務処理を行うため、事業者の皆様には可能な限り電子メールのアドレス登録をお願いいたします。

新たに登録いただける事業者は、別紙4の1～7の事項を、長寿支援課の代表アドレスあて、メールで送信してください。

既に登録いただいている事業所は、連絡不要です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5761）

E-MAIL kaigohoken@city.iida.nagano.jp

9 認定有効期間の概ね半数を超える短期入所生活介護等について（介護保険係）

短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」において、次のとおり規定されています。

（第13条第21号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

半数を超えることが想定される場合は、長寿支援課宛に、以下に記載した書類を提出し、承諾を受けてください。

(1) 提出書類

居宅サービス計画書（第1表～第3表）、サービス担当者会議の要点、アセスメント票、理由書（任意様式で可）、認定有効期間内の月別利用日数一覧表（任意様式で可）、支援経過記録（担当者会議開催前後、及び提出時期直近の抜粋で可）

(2) 提出時期

半数を超えることが想定された月の前々月を目処とします。

(3) 提出先

飯田市 長寿支援課 介護保険係

(4) 市に対して書類提出が必要となる「半数」の考え方

書類の提出が必要となる「半数」の考え方については、厚生労働省の見解を基に、「単純に有効期間のおおむね半数」とします。

「単純に有効期間のおおむね半数」を超えない場合は、書類の提出は必要ありません。

ただし、基準に「利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし」と規定されていることに鑑み、短期入所生活介護等の利用日数は、できるだけ「利用者の在宅期間のおおむね半数」までとなるように計画いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5761、5763）

10 飯田市介護サービス事業所等運営指導実施方針について（介護保険係）

(1) 令和7年度の対象事業所

- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護

(2) 運営指導の重点事項

- ア 人員関係
- イ 運営基準関係
- ウ 介護報酬関係

(3) 実施時期について

対象となる事業所には事前に別途通知します。ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5763）

11 休日・時間外における文書の収受について（介護認定支援係）

【別紙5】 休日・時間外における文書の収受について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話 0265-22-4511（内線 5768）

12 介護人材確保に係る各種補助金について（介護人材確保担当）

【別紙6】 介護人材確保に係る各種補助金について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護人材確保担当
電話 0265-22-4511（内線 5766）

令和7年度 長寿支援課の事務分担

令和7年4月1日

所 属		職名	氏 名	担 当 業 務
課 長		主事	前澤 英明	課総括
課長補佐		主事	下島 剛	課総括補佐
長寿支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5751	主事	板倉 和代	係総括、庶務、予算、決算監査、福祉施設整備補助金、指定管理、シルバー人材センター、成年後見支援センター、シニアクラブ連絡会事務局長、社福法人監査、防災・福祉避難所、高齢者台帳
	係員 内5754	主事	今村 佳織	シニアクラブ連絡会事務局、敬老祝賀事業、介護支援金、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容、火災警報器、慰労短期入所、緊急宿泊、通訳、介護用品券、介護用品処理軽減)、生きがい事業、デイサービス食事代負担軽減事業、措置費負担金徴収、地域福祉総合助成金
	係員 内5752	主事	伊熊 邦宏	長寿命化計画、所管施設財産管理、施設改修工事・修繕、施設管理契約、工事起債関連、防火管理、高齢者世帯数統計、高齢者台帳、救急医療情報キット
	係員 内5775	主事	伊藤 寛康	課内庶務、予算、決算・監査等資料、財務会計、備品管理、勤務管理、老人保護措置費(算定、支払い)、在宅福祉サービス(住宅リフォーム、やさしい住宅改良、緊急通報)、家族介護支援事業、高齢者補聴器購入助成、物価高騰対策事業
	係員 内5753	会計年度 任用職員	遠山 絵里香	庶務、財務会計、在宅福祉サービス(疲労回復、布団乾燥、理美容サービス、食事代負担軽減)、
	係員 内5753	会計年度 任用職員	松川 明美	郵送処理、車いす貸出し、在宅福祉サービス(慰労短期入所)、シニアクラブ連絡会補助、共通業務補助
	係員 内5765	主事	山下 誠	総合相談、老人福祉措置(丸山・東野・竜丘・山本・上郷)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業、生きがいデイサービス、自立支援短期入所、配食サービス
	係員 内5756	会計年度 任用職員	(兼務) 巢山 幸子	総合相談、老人福祉措置(橋南・松尾・鼎・羽場)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
		会計年度 任用職員	(兼務) 矢澤 恵利加	総合相談、老人福祉措置(橋北・座光寺・下久堅・上久堅・千代・伊賀良・三穂・川路・龍江)、虐待対応、成年後見制度利用支援事業
基幹包括支援 センター係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5757	技師	小椋 直美	係総括、地域支援事業総括、地域包括支援センター、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、地域ケア個別会議、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携
	係員 内5758	技師	熊谷 光恵	一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、認知症施策推進事業(サポーター養成講座、認知症カフェ、キャラバンメイト、見守り事業、本人ミーティング)
	係員 内5782	会計年度 任用職員	原田 聡昭	介護予防・生活支援サービス事業、新規介護保険相談訪問アセスメント、地域リハビリ活動支援事業、介護予防地域ケア個別会議
	係員 内5765	主事	(兼務) 山下 誠	総合相談・困難ケース、配食見守りサービス、新規介護保険相談業務、
	係員	主事	(兼務) 伊藤 寛康	予算、決算・監査等資料、補助金
	係員 内5756	会計年度 任用職員	巢山 幸子	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、主任介護支援専門員連絡会、介護予防地域ケア個別会議、新規介護保険相談業務
		会計年度 任用職員	矢澤 恵利加	総合相談・困難ケース、ケアプラン指導・研修、新規介護保険相談業務
	係員 内5781	会計年度 任用職員	伊原 洋子	新規介護保険利用相談業務
	係員 内5755	会計年度 任用職員	塩澤 まゆみ	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、認知症施策推進事業(認知症カフェ、本人ミーティング、キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)
		会計年度 任用職員	水野 友夢	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、認知症施策推進事業(認知症カフェ、本人ミーティング、キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)
	係員 内5775	会計年度 任用職員	山崎 幸代	庶務、認知症施策推進事業(キャラバンメイト、サポーター養成講座、見守り事業)介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業

所 属		職名	氏 名	担 当 業 務
介護保険係 Tel0265-22-4511 (代表)	補佐 係長 内5761	主事	下島 剛	係総括、条例規則、介護保険事業計画、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指定・指導(総合事業含む)、介護人材確保、給付適正化、社会福祉審議会、第三者行為
	係員 内5761 内5762 内5763 内5764	介護員	杉山 めぐみ	住宅改修、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指導(総合事業含む)、給付負担割合、給付分析、給付適正化
		主事	原田 麻理	予算全般、補助金、決算・主要な施策、監査資料、月報、統計調査、給付分析、給付適正化、社会福祉法人等利用者負担軽減補助事業、保険料(副)、地域密着型サービス(副)
		主事	勝又 洋美	高額医療合算介護サービス費、給付負担割合、介護給付費支払、国保連各種データ作成、過誤納金還付、社会福祉法人等利用者負担軽減、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指導、負担限度額(副)
		主事	塩澤 真由	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、負担限度額、振込口座依頼書兼確約書、入退所連絡票、社会福祉法人等利用者負担軽減(副)
		主事	吉澤 拓朗	保険料全般、資格管理、給付制限、介護保険システム改修案内、所得照会、過誤納金還付、入退所連絡票、介護保険セミナー、振込口座依頼書兼確約書
		会計年度 任用職員	菅沼 美代子	高額介護サービス費、負担限度額、社会福祉法人等利用者負担軽減、振込口座依頼書兼確約書、地域密着型サービス・居宅介護支援事業所指導
介護認定 支援係 Tel0265-22-4511 (代表)	係長 内5766	主事	山岸 章広	係総括、苦情相談、事故報告、介護相談員派遣事業、認定調査委託、認定調査適正化、事業者連絡会、障害者控除、介護人材確保
	係員(内勤) 内5767 内5768 内5769	主事	清水 千栄子	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		主事	中山 愛梨	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		主事	原 海智	要介護認定申請・居宅サービス計画届受付、資格者証発行、結果通知、被保険者証再交付、転入・転出処理、主治医意見書依頼、延期通知発送、おむつ証明、障害者控除
		会計年度 任用職員	佐々木 智子	要介護認定申請受付、主治医意見書受付、情報提供、特養入所申込受付
		会計年度 任用職員	大内 光代	要介護認定申請受付、調査予約
	調査員 内3134 内3135 内3136	介護員	田中 明子	認定調査、調査員指導、調査員研修担当
		介護員	佐藤 嘉住子	認定調査、調査員指導、調査員内連絡調整、上村・南信濃地区調査予約、広域調整担当
		介護員	小久江 明子	認定調査、庁用車調整担当
		会計年度 任用職員	下平 真弓	認定調査
		会計年度 任用職員	藤田 華枝	認定調査
		会計年度 任用職員	鎌倉 睦	認定調査
		会計年度 任用職員	横田 幸子	認定調査
		会計年度 任用職員	松村 美由喜	認定調査
		会計年度 任用職員	錫木 利恵	認定調査

高齢者等の在宅福祉サービス一覧

(令和 7 年 4 月現在)

《市役所 長寿支援課へ申込み》

1 介護者疲労回復事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券） 1 回の利用につき 1,500 円の助成券を 2 枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券） 1 回の利用につき 500 円の入浴券を 5 枚支給します。
利用者負担	治療 1 回につき 1,500 円を超えた額、または入浴 1 回につき 500 円を超えた額

2 寝具洗濯乾燥事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。年 2 枚まで利用できます。
利用者負担	なし

3 訪問理美容サービス事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内 容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。1 回の利用につき 1,000 円の利用券を 6 枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費

4 介護者慰労短期入所事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 回につき利用日数は 7 日以内で、1 か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年 6 回まで利用できます。本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）

5 介護用品処理負担軽減事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	日常生活において紙おむつ及び尿取りパット等を使用する重度要介護者（要介護 3・4・5）
内 容	紙おむつ等の介護用品処理に係る負担を軽減する目的でごみ袋（燃やすごみ用小・ひと月 5 枚）を支給します。
利用者負担	なし

6 緊急宿泊支援事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用

7 在宅介護支援金支給事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）

8 介護用品購入券支給事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護 4・5 の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に 3 回、5,000 円の購入券を 4 枚ずつ支給します。
利用者負担	なし

9 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5752

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

10 高齢者等住宅リフォーム補助事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5752

対 象 者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。1戸の住宅で補助は1回のみとします。施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

11 高齢者補聴器購入助成事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5751

対 象 者	市民税非課税世帯に属する65歳以上の方で次のいずれにも該当する方 ・耳鼻咽喉科医師に両耳もしくは片耳の聴力が70デシベル未満であり、聴力機能低下により、日常生活に支障があるため、補聴器の装用が必要であると認められた方 ・聴覚障害等による身体障害者手帳の交付を受けていない方
内 容	補聴器購入費用の一部（補助率3分の1、上限3万円）を補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

12 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5753

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が80万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日1日につき100円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日1日につき100円を超えた分

13 自立支援短期入所事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）

14 成年後見制度等利用支援事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費

15 介護通訳派遣事業

担当:長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。

利用者負担	なし
-------	----

《民生委員経由で市役所長寿支援課へ申込み》

16 緊急通報システム運営事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5752

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。 救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円

17 火災警報器設置事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし

《ケアマネジャー経由で市役所 長寿支援課へ申込み》

18 GPS 機能付端末利用補助事業

担当：基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511 内線 5758

対 象 者	1 人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者。
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用（毎月の使用料及びレンタル料は除く。）に対して、1 万円を上限に経費を補助します。対象高齢者 1 人につき 1 回のみとします。破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分

《各地域包括支援センターへ申込み》

19 高齢者等配食見守り事業

担当：基幹包括支援センター係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	65 歳以上の独居、高齢者世帯の総合事業対象者、要支援・要介護認定者
内 容	自ら調理を行うことが困難で、栄養改善が必要な高齢者等に対する配食サービスの提供に併せて、高齢者等の見守りと安否確認を行う。
利用者負担	食費実費（600 円～700 円）

20 生きがいデイサービス事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5765

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。必要な方は送迎します。
実施施設	山本老人福祉センター、上村ふれあいセンター
利用者負担	利用 1 回につき 400 円（山本）、500 円（上村）生活保護世帯 0 円 昼食等：実費（全員）

《飯田市社会福祉協議会の委託事業》

21 介護者リフレッシュ事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5752

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体 1・2 級、及び療育 A・精神 1 級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し 1 日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし

《該当者へ連絡されるもの》

22 敬老祝賀事業

担当：長寿支援係 電話 0265-22-4511 内線 5754

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	100 歳（市長訪問）（市）あいさつ状、1 万円、（社協）祝品（国）祝状、銀杯、紙筒 最高齢者（3 名）（市）あいさつ状、5 千円

【別紙 3】

令和 7 年 4 月 1 7 日

介護保険関係事業所 御中

飯田市長寿支援課

令和 7 年度介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードマスタについて

令和 6 年度介護報酬改定による経過措置の終了及び令和 7 年度新規追加によるサービスコードの修正につきまして、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 内容

(1) 令和 6 年度介護報酬改定による経過措置の終了

- ・訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1～14
- ・通所型独自サービス処遇改善加算 V 1～14

(2) 令和 7 年度新規追加及び修正

ア 新規追加

- ・訪問型独自業務継続計画未策定減算 11～13
- ・訪問型独自業務継続計画未策定減算 11 日割～13 日割

イ 終了

- ・通所型独自サービス A（入浴あり）
- ・介護予防ケアマネジメント B（C）

ウ 修正

- ・介護予防ケアマネジメント B（A）→名称変更
- ・介護予防ケアマネジメント C→単価の変更及び算定要件の変更

2 今後の予定

- | | | |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 4 月中 | 市 | サービスコード修正 |
| 5 月 1～2 日 | 市 | 長野県国保連合会への登録（※国保連合会からの指示に基づき実施） |
| 5 月 7～9 日 | 市 | 登録でき次第、飯田市ウェブサイトへサービスコードマスタを掲載 |
| | 事業所 | <u>掲載されたサービスコードマスタの取り込みをお願いします。</u> |

3 その他

ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

（お問い合わせ）

飯田市長寿支援課 基幹包括支援センター係（A11 窓口）

担当 熊谷

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地

TEL：0265-22-4511（内線 5758）

自宅で暮らし続けるための 「介護予防サービス」

飯田市介護予防・

日常生活支援

総合事業

介護予防を目的として、
自立を支援する。

介護認定を受ける前から
利用ができる
サービスです。



- ①生活が自立し、健康を維持したい方
- ②介護予防教室に参加したい方
(ストレッチ、体操、マレットゴルフなど)

【一般介護予防事業】

- 対象者
- ・65 歳以上のすべての方
 - ・一般介護予防事業の活動を支援する方

公民館・保健課
長寿支援課

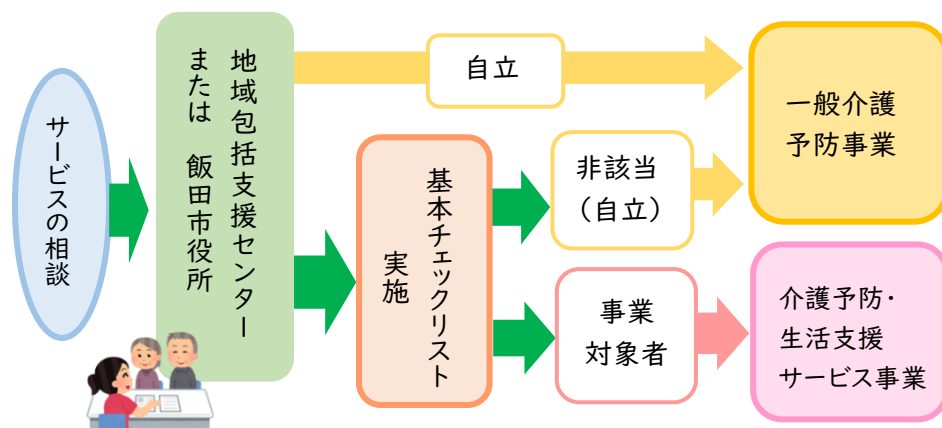
フレイル状態にあり、

- ①軽度の生活支援(食事や洗濯・掃除等の支援)を利用したい方
- ②体力改善や認知症予防をしたい方
- ③地域の仲間と交流を楽しみたい方
- ④短期集中的に筋力改善したい方

【介護予防・生活支援サービス事業】

- 対象者
- ・要支援 1・2 の認定を受けた方
 - ・事業対象者
- ※基本チェックリストの結果から生活機能の低下が認められた 65 歳以上の方

【サービス利用のながれ】



基本チェックリストとは？

25 の質問から生活機能の低下を確認する調査票です。該当した方が、サービスを利用できます。



地域包括支援センター	担当地区	連絡先
いいだ地域包括支援センター	橋北、橋南、羽場、丸山、東野 松尾、下久堅、上久堅	電話 0265-56-1595
かなえ地域包括支援センター	鼎	電話 0265-53-9411
いがら地域包括支援センター	伊賀良、山本	電話 0265-28-2361
かわじ地域包括支援センター	千代、龍江、竜丘、川路、三穂	電話 0265-27-6052
かみさと地域包括支援センター	座光寺、上郷	電話 0265-48-5501
南信濃地域包括支援センター	上村、南信濃	電話 0260-34-1066
飯田市役所 長寿支援課	全市	電話 0265-22-4511

【介護予防・生活支援サービス事業】



<訪問型サービス>

サービス名	① 身体支援 訪問サービス (事業名:介護予防相当訪問サービス)	② 家事支援 訪問サービス (事業名:サービス・活動 A)	③ 予防リハビリ訪問 (事業名:サービス・活動 C)
対象	筋力の低下等により 自宅で軽度の身体介助が必要な方	自宅で軽度の家事支援(食事や洗濯・掃除等の支援)が必要な方	最近、足腰の痛みや筋力の衰えを感じる方
内容	ご自宅で暮らし続けられるよう訪問し、生活の支援を行います。 ◆入浴、排せつ、食事等の見守りや介助を行います。		リハビリ職等により利用者に合わせた短期間・集中的な運動指導 
時間	1回 60 分未満 (週1~2回程度)	1回 45 分以下 (週1回)	40 分程度 (週1回・約3か月間)
利用料	利用回数等により異なる (利用料の 1~3 割/月)	1回 300 円	無料

*本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外となります。

<通所型サービス> ※送迎サービスがあります。※①~⑤のサービスから1つ利用できます。

教室名	① フレイル予防 デイサービス (事業名:介護予防相当通所サービス)	② アクティブ・ 運動教室 (事業名: サービス・活動 A)	③ 青い鳥・音楽教室 	④ 体操フォロー教室 (事業名: サービス・活動 B)	⑤ チャレンジ・ リハ教室 (事業名: サービス・活動 C)
対象	軽度の身体介助を必要とし、食事や入浴等と合わせて体操による介護予防が必要な方	半日の体操等により介護予防が必要な方	最近、やる気や元気がなく閉じこもりがちな方	日常生活は困っておらず、地域の仲間と楽しく介護予防をしたい方	最近、足腰の痛みや筋力の衰えを感じる方
内容	食事や入浴サービスと運動による介護予防 ◆食費、日常生活費は別途ご負担いただきます。	運動による介護予防 	音楽療法と回想法による専門的指導による認知症予防 	地域の皆さんと共に行う体操やレクレーション、交流	リハビリ職等により利用者に合わせた短期間・集中的な運動指導
時間	平均3~9時間未満 ※事業所により異なります。 (週1~2回程度)	半日(3時間程度) (週1回)	2 時間程度 (月2回)	2 時間程度 (月2回)	2時間程度 (週1回・約3か月間)
利用料	利用回数等により異なる 利用料の 1~3 割/月	1 回 340 円	1 回 500 円程度	1 回 200 円程度	利用料無料 送迎代として 1回600円



【お問い合わせ】 飯田市長寿支援課基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511 (内線 5758)



令和7年度 飯田市地域包括支援センター職員名簿

令和7年4月1日現在

包括名	圏域	地区	職員名	職責及び職種	担当地区	運営法人・連絡先
いいだ	A圏域	橋北・丸山・橋南・東野・羽場	橋爪 里美	管理者・主任介護支援専門員	橋南(県営住宅以外)	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 銀座3-7 銀座堀端ビル2階 TEL 56-1595 FAX 56-5505 (内線 4833)
			大島 みどり	保健師	羽場	
			筒井 裕輔	社会福祉士	橋北(*以外の区域)	
			樋谷 智香	主任介護支援専門員	東野(高羽町以外の東野)	
			岡島 智子	介護支援専門員	丸山	
			片桐 多美子	介護支援専門員	羽場、橋北(*馬場町)	
			松澤 祐子	主任介護支援専門員	橋南(県住A・B),東野(高羽町) 橋北(*東中央通り・東栄町)	
	D圏域	松尾・上久堅・下久堅	後藤 理子	社会福祉士	松尾(久井・城)	
			田島 健一	介護支援専門員	上久堅、松尾(常盤台)	
			齋藤 優衣	保健師	松尾(八幡・代田)	
			秦 ゆか	介護支援専門員	松尾(毛賀・寺所・清水・水城・上溝、新井)	
			代田 由起子	介護支援専門員	下久堅、松尾(明)	
かなえ	B圏域	鼎	片桐 由美	管理者・主任介護支援専門員	鼎(下山・中平・切石)	社会福祉法人萱垣会 鼎西鼎620-1 アビタシオン水の手B TEL 53-9411 FAX 49-0850
			後藤 瑛子	社会福祉士	鼎(上茶屋・下茶屋・上山)	
			野口 美樹	保健師	鼎(一色・名古屋・下山)	
			宮澤 純	社会福祉士に準ずる者	全域	
			有賀 圭吾	生活支援CO・社会福祉士	鼎(東鼎・西鼎・中平)	
いがら	C圏域	山本・伊賀良	小林 紀子	管理者・社会福祉士	山本(竹佐・箱川・二ツ山団地・ヴィラ緑風苑) 伊賀良(三日市場)	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 三日市場406-31 TEL 28-2361 FAX 28-2362
			塩沢 千佳子	保健師	伊賀良(大瀬木・育良町)	
			今村 文美子	社会福祉士	伊賀良(北方)山本(南平・湯川)	
			木下 美乃里	主任介護支援専門員	山本(大明神・東平・中平・西平・北平・久米)	
			渡辺 明紀子	介護支援専門員	伊賀良(上殿岡・下殿岡)	
			井坪 秀夫	介護支援専門員	伊賀良(中村)	
かわじ	E圏域	千代・川路・龍江・三穂・竜丘	矢野 寿明	管理者・社会福祉士	竜丘(長野原・時又・上川路・嶋)	社会福祉法人 ゆいの里 川路3467-2 TEL 27-6052 FAX 27-5023
			新田 幸子	主任介護支援専門員	竜丘(桐林・駄科)	
			片桐 留美	保健師	龍江	
			熊谷 教	社会福祉士	川路・千代	
			平沢 剛	介護支援専門員	川路・三穂	
かみさと	F圏域	座光寺・上郷	金田 春野	管理者・社会福祉士	上郷(黒田)	社会福祉法人 ジェイエー長野会 上郷黒田317-1 TEL 48-5501 FAX 48-5591
			岡田 尋子	主任介護支援専門員	上郷(飯沼・別府)	
			宮崎 弘美	介護支援専門員	座光寺	
			松尾 仁	主任介護支援専門員	上郷(黒田)	
			井原 ゆかり	保健師	全域	
南信濃	G圏域	南上信村・濃・	棚田 晃弘	管理者・介護支援専門員	南信濃・上村	飯田市社会福祉協議会 南信濃和田1550 TEL 0260-34-1066 FAX 0260-34-2102
			浅岡 明子	保健師	南信濃・上村	

令和 7 年 4 月 17 日

事業所管理者 様

飯田市長寿支援課

電子メールのアドレス登録について

日頃から、飯田市の介護保険行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。
飯田市からの通知と介護保険に関する情報提供について迅速な事務処理を行うため、事業者の皆様には可能な限り電子メールのアドレス登録をお願いいたします。
下記 1～7 の事項を、長寿支援課の代表アドレスあてへメールで送信してください。
※電子メールの場合、件名を「【電子メールアドレス登録】事業者名」としてください。

記

1 事業所名

2 サービス種類

3 登録アドレス

4 事業者番号

5 ご担当者名

6 電話番号

7 FAX番号

送信先

メールアドレス : **kaigohoken@city.iida.nagano.jp**

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
担 当 : 下島
電話番号 : 0265-22-4511 (内線 5761)

休日・時間外における文書の収受について

このことについて、次のとおり取扱いますのでご確認ください。

1 収受先及び収受日

- ①市役所宿日直室(本庁 C 棟1階)
- ②上村自治振興センター宿日直室
- ③南信濃自治振興センター宿日直室

* ①～③の場合、到達日を収受日とします。
(収受日＝申請日と取り扱います。)

- * 平日夜間、土曜日における証明書発行窓口(市民課)では収受しません。
- * 各課窓口または事務室に各部署の職員が在席していても、閉庁日の場合は宿日直室へ提出し、他部署への預けはご遠慮ください。
- * 書類に不備、不足等があった場合、書類が整った日が申請日(受付日)となりますので、ご承知おきください。
- * 上記3か所以外の自治振興センター宿日直へ提出された場合は、長寿支援課に到達した日が収受日となります。
- * 郵送による提出は、長寿支援課に到達した日が収受日となります。(消印日・投函日は考慮できません。)

2 提出方法及び必要書類等

宛名を長寿支援課とし、提出日、事業所名(差出人)を明記した封筒に申請書、必要書類等を入れ、封をしてください。

- 申請者が提出する場合 申請書・介護保険証(原本)・医療保険証等(コピー)
- 提出代行する場合 申請書・介護保険証(原本)・代行者の身元確認書類(コピー)
申請書の提出代行者名称等の欄に記入

- * 上記の書類のほか、個人番号カードや個人番号の確認できる通知のコピーを同封してください。
- 困難な場合は長寿支援課で対応いたします。
- * 宿日直室の従事者は、収受のみとなります。介護保険制度やそれに伴う申請に関すること、必要提出書類等の問い合わせには対応できません。業務時間内に長寿支援課へお問い合わせください。
- * 封書になっていないものは、宿日直室で預かれない場合があります。

3 長寿支援課での申請受付処理

上記1の①～③の3か所で収受された提出封書等は、時間外・休日明けに総務文書課を経由して長寿支援課に到達しますので、開封後内容を確認して申請受付処理を行います。

サンプル

長寿支援課
宛
(要介護認定申請書在中)

令和6年4月29日
居宅介護支援事業所 ○○○

4 月初日が閉庁日の場合の「各月1日付け新規・区分変更申請」の取扱い

新規申請と区分変更申請の申請日を各月1日付けとしたい場合、1日が閉庁日の場合は翌開庁日(平日)の業務時間内に、申請書及び必要書類を持参し窓口へ提出してください。

申請書に「〇月1日」と記載の上、申請書提出時にその旨をお伝えください。書類が整っている場合、1日を申請日として取り扱います。

1日が閉庁日の場合のみの特例的扱いです。上記以外での申請日の遡りは取り扱いません。

【例】 R7.6.1(日)付け申請 → R7.6.2(月)の8:30～17:15の間に窓口へ提出
R8.1.1(祝)付け申請 → R7.1.5(月)の8:30～17:15の間に窓口へ提出

○取扱い窓口 長寿支援課、各自治振興センター

5 毎月最初の開庁日は窓口が大変混み合い、またお待たせする時間が増えることが想定されます。

特に、1日が閉庁日の場合の翌開庁日については、通常以上の混雑が予想されます。

窓口での混雑を避けるため、新規及び変更申請等早急な申請の場合について窓口での手続きを優先いただき、申請期間に余裕がある更新申請については、「郵送で申請する」「提出日を分散して申請する」等の手続きにご協力ください。

介護人材確保に係る各種補助金について

1 介護職員就労定着支援事業補助金

市内の介護事業所において介護業務に従事する正規職員の就労及び定着のため、新規雇用された正規介護職員へ補助金を交付します。

(1) 介護職員就労事業

ア 対象者

令和6年4月1日以降に市内介護事業所へ新規雇用された正規の介護職員（事務職員は対象外。）で、市税等を滞納していない者

イ 補助金額

市内介護事業所に採用後、3か月継続雇用後に2万円

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063061

2 介護福祉機器等導入支援事業補助金

市内の介護事業所において介護職員の離職防止と負担軽減を図るため、介護事業所が介護福祉機器の導入に要する経費に対し、補助金を交付します。

(1) 対象となる介護福祉機器

介護事業所が導入する移動・昇降用リフト（導入前に申請した人の移動又は移乗に使用するものに限り、ます。）

(2) 対象補助率

対象機器導入経費の2分の1以内

(3) 補助限度額

1事業所当たり40万円

(4) 補助要件

ア 1事業所1回の申請を限度とします。

イ 他の補助金の交付を受けている場合は、対象機器導入経費からその額を除きます

(5) 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063060

3 飯田市介護職員研修支援補助金

介護事業所等において介護の業務に従事する職員の確保及び資質の向上を図るため、初任者研修及び養成事業研修の受講に要した費用（受講のための交通費や宿泊費は対象外で、他の制度から補助を受けた場合は、その額を除きます。）の一部について補助します。

(1) 初任者研修

ア 対象者

市内の介護事業所に3か月以上継続して就労し、介護職員初任者研修を平成31年4月1日以降に修了した市税等を滞納していない方

イ 補助金額

研修に要した費用の2分の1の額（上限35,000円）

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063059

(2) 養成事業研修

ア 対象者

市長が養成事業研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修及び小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）の受講にあたり、受講の必要性を認め推薦書の発行を受け、令和4年4月1日以後に養成事業研修を修了し者が就労する介護事業所等を運営する法人

イ 補助金額

研修に要した費用の全額（上限10,000円）

ウ 申請様式等

飯田市ホームページ ページID：0063059